

# 長野県議会委員会条例

昭和35年4月4日

条例第12号

改正 昭和36年4月6日条例第34号 昭和37年3月30日条例第7号  
昭和37年8月1日条例第37号 昭和38年7月18日条例第39号  
昭和39年3月30日条例第74号 昭和40年3月31日条例第33号  
昭和41年3月30日条例第26号 昭和42年5月12日条例第23号  
昭和44年4月1日条例第37号 昭和46年7月16日条例第46号  
昭和47年3月30日条例第19号 昭和50年5月17日条例第16号  
昭和50年10月2日条例第25号 昭和54年5月12日条例第18号  
昭和58年5月13日条例第22号 昭和62年5月15日条例第11号  
平成3年5月18日条例第10号 平成7年3月9日条例第1号  
平成15年3月24日条例第43号 平成15年12月25日条例第65号  
平成16年12月27日条例第48号 平成17年6月24日条例第46号  
平成18年6月23日条例第35号 平成18年10月26日条例第52号  
平成19年3月22日条例第31号 平成20年3月10日条例第1号  
平成21年10月15日条例第42号 平成22年3月18日条例第17号  
平成25年3月1日条例第1号 平成26年3月20日条例第23号  
平成27年3月19日条例第21号 平成30年12月25日条例第45号  
令和4年6月24日条例第27号

「長野県議会委員会条例」をここに公布する。

長野県議会委員会条例

(常任委員会の設置)

**第1条** 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及び所管)

**第2条** 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

- (1) 総務企画警察委員会 10人
  - ア 総務部に関する事項
  - イ 企画振興部に関する事項
  - ウ 選挙管理委員会に関する事項
  - エ 人事委員会に関する事項
  - オ 監査委員に関する事項
  - カ 議会事務局に関する事項
  - キ 会計に関する事項
  - ク 公安委員会に関する事項
  - ケ 収用委員会に関する事項
  - コ 他の常任委員会の所管に属しない事項
- (2) 県民文化健康福祉委員会 10人
  - ア 県民文化部に関する事項

- イ 健康福祉部に関する事項
- (3) 産業観光企業委員会 9人
  - ア 産業労働部に関する事項
  - イ 労働委員会に関する事項
  - ウ 観光部に関する事項
  - エ 企業局に関する事項
- (4) 農政林務委員会 9人
  - ア 農政部に関する事項
  - イ 内水面漁場管理委員会に関する事項
  - ウ 林務部に関する事項
- (5) 危機管理建設委員会 10人
  - ア 危機管理部に関する事項
  - イ 建設部に関する事項
- (6) 環境文教委員会 9人
  - ア 環境部に関する事項
  - イ 教育委員会に関する事項
    - 一部改正〔昭和36年条例34号・37年37号・40年33号・41年26号・42年23号・44年37号・46年46号・47年19号・50年16号・25号・54年18号・58年22号・62年11号・平成15年43号・65号・16年48号・17年46号・18年35号・52号・19年31号・20年1号・22年17号・26年23号・30年45号〕

(常任委員の任期)

**第3条** 常任委員の任期は、選任の日から翌年の最初に招集される定例会の閉会の日の前日までとする。

2 補欠により選任された常任委員は、前任者の残任期間在任する。

3 常任委員は、前2項及び第7条((常任委員の任期中における委員の変更及びその任期))第2項の規定にかかわらず、後任者が選任されるまで在任する。

一部改正〔昭和38年条例39号〕

(議会運営委員会の設置、委員定数及び委員の任期)

**第3条の2** 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、11人とする。

3 前条の規定は、議会運営委員の任期について準用する。

追加〔平成3年条例10号〕

(特別委員会の設置、委員定数及び委員の在任期間)

**第4条** 特別委員会は、必要があるとき、議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

一部改正〔平成3年条例10号・25年1号〕

(委員の選任)

**第5条** 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、各派の所属議員数の比率により、各派に割り当てて選任する。ただし、特別の事由があるときは、各派の所属議員数の比率による割り当てをしないことができる。

一部改正〔平成3年条例10号・7年1号・25年1号〕

(委員の選任方法)

**第6条** 委員は、議長が会議にはかつて指名する。ただし、議会閉会中においては、議長が指名することができる。

2 議長は、前項ただし書の規定により委員を指名したときは、その旨を次の議会に報告しなければならない。

一部改正〔平成19年条例31号〕

(常任委員の任期中における委員の変更及びその任期)

**第7条** 常任委員の任期中において、各派の所属議員数に異動があつたため委員の各派割当数を変更し、又は委員の申出等のため必要があるときは、議長は、第3条(常任委員の任期)第1項の規定にかかわらず、会議にはかつて当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、議会閉会中においては、議長が変更することができる。

2 議長は、前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、その旨を次の議会に報告しなければならない。

3 第1項の規定により委員会の所属を変更した委員の任期は、第3条((常任委員の任期))第2項の例による。

一部改正〔平成19年条例31号〕

(委員長及び副委員長並びにその選任及び任期)

**第8条** 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、議長がその委員の中から会議にはかつて指名する。ただし、特別の事由があるときは、議会の議決で委員会において互選させることができる。

3 前項ただし書の規定による互選を行なうときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定め、年長の委員が委員長の互選に関する職務を行う。

4 委員長は、互選の結果を議長に報告しなければならない。

5 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

一部改正〔平成3年条例10号〕

(委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任)

**第9条** 委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、議会閉会中においては、議長の許可を得て辞任することができる。

2 議長は、前項ただし書の規定による許可をしたときは、その旨を次の議会に報告しなければならない。

一部改正〔平成3年条例10号〕

(委員会の招集)

**第10条** 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の定数の3分の1以上の者から審査又は調査すべき事件を示して委員会招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

2 委員長は、委員会を招集するときは、あらかじめ議長に通知しなければならない。

(出席の特例)

**第10条の2** 委員長は、重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しな

から通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。

- 2 委員がオンラインにより委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。
- 3 委員がオンラインにより委員会に参加する場合は、第14条（（定足数））、第15条（（表決））第1項及び第29条（（会議録及び署名委員））第1項の規定の適用について、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。
- 4 委員がオンラインにより参加する場合における委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

追加〔令和4年条例27号〕

（委員長の権限）

**第11条** 委員長は、委員会を開閉し、秩序を保持し、議事を整理する。ただし、委員の定数の3分の1以上の者から委員会開会の請求があつたときは、委員長は、委員会を開かなければならない。

- 2 前項ただし書の規定により委員会を開いたときは、委員長は、委員会の議決によらない限り、その日の委員会を閉じ、又は中止することができない。

（委員長の権限に対する特例）

**第12条** 第10条（（委員会の招集））第1項ただし書及び前条第1項ただし書の場合において委員長が、なお、委員会を招集しなかつたとき、又は委員会を開かなかつたときは、第13条（（委員長の職務代行者））の例による。

（委員長の職務代行者）

**第13条** 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。

- 2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。

（定足数）

**第14条** 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、委員会を開くことができない。ただし、第16条（（除斥））の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

（表決）

**第15条** 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

（除斥）

**第16条** 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、委員会に出席して発言することができる。

（説明のための出席要求）

**第17条** 委員会は、審査又は調査のため、知事、選挙管理委員会の委員長、監査委員、公安委員会の委員長及び教育委員会の教育長その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めることができる。

- 2 前項の規定により出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

一部改正〔平成19年条例31号・27年21号〕

(委員会の公開)

**第18条** 委員会は、これを公開する。ただし、委員会の議決で秘密会とすることができる。

2 委員長は、秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

3 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

一部改正〔平成21年条例42号〕

**第19条** 削除

〔平成21年条例42号〕

(議事妨害及び離席の禁止)

**第20条** 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

(秩序保持に関する措置)

**第21条** 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、長野県議会会議規則(昭和35年長野県議会規則第2号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、その日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

**第22条** 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 委員長は、公聴会の日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

**第23条** 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

**第24条** 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者、学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者その他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 前項の規定によりあらかじめ申し出た者の中に、その案件に対し、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

**第25条** 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲をこえてはならない。

3 公述人の発言がその範囲をこえ、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

**第26条** 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(公述人の代理者又は文書による意見の陳述)

**第27条** 公述人は、代理者に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

**第27条の2** 委員会が参考人から意見を聞こうとするときは、氏名、日時、場所、意見を聞こうとする案件その他必要な事項を定め、議長を経て、参考人にその旨を通知する。

2 前3条の規定は、参考人について準用する。

追加〔平成3年条例10号〕

(委員会の書記)

**第28条** 委員会に書記を配属する。

2 書記は、委員長の指揮を受け、事務に従事する。

(会議録及び署名委員)

**第29条** 委員長は、書記をして委員会の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を作成させ、2人の委員とともに、これに署名しなければならない。

2 前項の署名委員は、委員長が委員会にはかつて決める。ただし、委員会は、委員長にその指名を委任することができる。

3 第1項の会議録は、議長が保管する。

(会議規則との関係)

**第30条** この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 長野県議会委員会条例（昭和31年長野県条例第36号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

3 この条例の施行の際、旧条例に基づいて設置されている委員会は、この条例により設置され、その委員長、副委員長及び委員は、この条例により選任されたものとみなし、その任期は、旧条例の規定に基づく就任の日から起算する。

附 則（昭和36年4月6日条例第34号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置されている次表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された同表右欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなし、その任期の起算日は、昭和36年3月31日とする。

左欄	右欄
総務委員会	総務警察委員会
社会文教委員会	社会衛生及び文教委員会
議会運営及び衛生警察委員会	議会運営及び公営企業委員会
商工林務及び電気委員会	商工林務委員会

附 則（昭和37年3月30日条例第7号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置されている社会衛生及び文教委員会並びに議会運営及び公営企業委員会の委員長、副委員長

及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された社会文教委員会並びに議会運営衛生及び企業委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなし、その任期の起算日は、昭和36年3月31日とする。

附 則（昭和37年8月1日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年7月18日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年3月31日条例第33号）

1 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

2 （省略）

附 則（昭和41年3月30日条例第26号）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年5月12日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年4月1日条例第37号）

1 この条例は、昭和44年6月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置されている土木委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された土木住宅委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。

附 則（昭和46年7月16日条例第46号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置されている社会企画及び文教委員会並びに議会運営衛生及び企業委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された社会文教委員会並びに議会運営衛生生活環境及び企業委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。

附 則（昭和47年3月30日条例第19号）

この条例は、昭和47年2月定例会における常任委員の選任の日から施行する。

附 則（昭和50年5月17日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年10月2日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年5月12日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年5月13日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年5月15日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年5月18日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部改正）

2 証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例（昭和34年長野県条例第40号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成7年3月9日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月24日条例第43号）

この条例は、平成15年4月30日から施行する。

附 則（平成15年12月25日条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月27日条例第48号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年6月24日条例第46号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置されている総務警察委員会の委員長、副委員長及び委員並びに土木住宅委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された総務警察委員会の委員長、副委員長及び委員並びに土木住宅委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。

附 則（平成18年6月23日条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置されている総務警察委員会の委員長、副委員長及び委員並びに土木住宅委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された総務警察委員会の委員長、副委員長及び委員並びに土木住宅委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。

附 則（平成18年10月26日条例第52号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置されている総務警察委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された総務警察委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。

附 則（平成19年3月22日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）



2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置されている商工生活環境委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された商工観光生活環境委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。

附 則（平成20年3月10日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条第5号の改正規定（「9人」を「10人」に改める部分に限る。）及び同条第6号の改正規定は、平成20年2月定例会における常任委員の選任の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の際現に設置されている次表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された同表右欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。

左欄	右欄
総務警察委員会	総務企画警察委員会
社会衛生委員会	社会衛生委員会
商工観光生活環境委員会	環境商工観光委員会
土木住宅委員会	危機管理建設委員会

附 則（平成21年10月15日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月18日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置されている社会衛生委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された健康福祉委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。

附 則（平成25年3月1日条例第1号抄）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成26年3月20日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置されている次表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された同表右欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。

左欄	右欄
----	----

総務企画警察委員会	総務企画警察委員会
健康福祉委員会	県民文化健康福祉委員会
環境商工観光委員会	環境産業観光委員会

附 則（平成27年 3月19日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職する間は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例第17条の規定は適用せず、この条例による改正前の長野県議会委員会条例第17条の規定は、なお効力を有する。

附 則（平成30年12月25日条例第45号）

この条例は、次の一般選挙により選挙された議員の任期が始まる日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 24 日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。